

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に関する事務
②事務の概要	<p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日府政経運第423号発出)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務として、住民税非課税世帯等に1世帯あたり10万円を給付する。なお、本給付金事務は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公的給付法」という。)第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、支給にあたって必要な情報を、個人番号を利用して管理することができる。</p> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none">・基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)・上記のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯) <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容】</p> <p>対象者の抽出にあたり、令和3年度分の課税情報を把握していない者について、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行うことで、対象者の把握を行う。</p> <p>【業務の終了】</p> <p>令和4年9月30日で受付等の業務を終了。</p>
③システムの名称	1. 非課税世帯給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. 共通基盤システム(庁内連携システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 当該評価書の評価対象となる事務において、公的給付法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」という。)、により個人番号の利用・管理を行うことができるとされているもの</p> <p>(1)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(令和3年デジタル庁告示第9号)第5号</p> <p>(2)番号法 第9条第1項 別表第1の100の項</p> <p>(3)別表第1省令 第73条</p> <p>(4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年デジタル庁・総務省告示第2号)第5号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>1 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができることとされているもの</p> <p>(1)番号法 第19条第8号 別表第2の121の項</p> <p>(2)別表第2省令 第59条の4</p> <p>(3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年デジタル庁・総務省告示第3号) 第3号</p> <p>2 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について(令和3年12月22日内閣府発出)」より、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版までの暫定的な措置として、以下の事務手続きを転用して情報照会を実施することが可能となった。</p> <p>・高額障害児通所給付費の支給決定 ※事務名「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>【情報提供の根拠】なし</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>福祉部臨時特別給付金室</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>室長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部臨時特別給付金室 電話048-524-1111 内線493</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人確認書類としてマイナンバーカードのマイナンバー(個人番号)の面の提出を受けた場合、速やかにシュレッダー処分を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月6日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加記載	【業務の終了】 令和4年9月30日で受付等の業務を終了。		
令和6年12月25日	IV8. 人手を介在させる作業		十分である 本人確認書類としてマイナンバーカードのマイナンバー(個人番号)の面の提出を受けた場合、速やかにシュレッダー処分を行っている。	事後	法改正による
令和6年12月25日	IV9. 監査	IV8. 監査	IV9. 監査	事後	法改正による
令和6年12月25日	IV10. 従業者に対する教育・啓発	IV9. 従業者に対する教育・啓発	IV10. 従業者に対する教育・啓発	事後	法改正による
令和6年12月25日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	法改正による
令和7年5月30日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月30日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため